

## 総務省「ICT を利活用した協働教育推進のための研究会」（第 1 回）意見

玉川大学大学院教育学研究科（教職大学院）・教授 堀田 龍也

## 0. 前提

- 0-1：本研究会のテーマである「協働教育」は「ICT を使って児童生徒が教え合い学び合う」と例示されている。学校現場で似た概念として、必要に応じて ICT を用いながら学級内で数名のグループ単位で課題等に取り組む「グループ学習」や、インターネット等で他校の児童生徒と一緒に学習を行う「遠隔共同学習」などがある。これらとどのように違うのか（あるいはどの部分は同じなのか）を明示しなければならない。
- 0-2：「協働教育」は、学校教育のすべてではなく一部に過ぎないことに留意する必要がある。学校教育では、①児童生徒の人間性や協調性の育成は当然重視されているものの、②歴史的文化遺産の継承としての機能もまた重視されており、どちらかといえば後者②を前提として教育課程が組み立てられている。協働教育の推進が、そのまま我が国がこれまで行ってきた教育を単純に否定することであっては、学校現場には受け入れられにくい。
- 0-3：「協働教育」は、教育内容か、教育方法かという議論が必要である。我が国においては、文部科学省から告示されている学習指導要領によって教育内容が規定されている。協働教育は、文部科学省が学習指導要領で示した教育内容を児童生徒に確実に習得させながらも、児童生徒が相互啓発して学ぶ機会を保証する教育方法であると位置づけるのが、無理が少ないと考える。

## 1. 教育分野における ICT の利活用の促進

- 1-1：学校教育における ICT の利活用は、すでに 30 年ほどの歴史がある。しかしながら、その現状は、さらに促進が必要な段階である。今後の促進のためには、これまで ICT がなぜ十分に浸透しなかったのかという「阻害要因」を分析しなければならないと考える。これがなされないままに新しいテクノロジーを導入しても、学校現場では十分には活用されないことは自明である。
- 1-2：教室の ICT 環境は、「教員が教えやすい」「児童生徒がわかりやすい」ことを前提に整備指針が作られる必要がある。ICT の整備と同時に、教員の教え方に大幅修正が要求されるなら、現職教員（約 90 万人）の再教育や、教員養成課程の大幅な見直しが必要となる。現状においては、従来の授業方法に役立つ ICT 環境から整備していくことが得策であると考え。また、多忙な学校現場における ICT の利活用を側方支援する人材の配置、推進機関等の設置が望まれる。

## 2. 教育クラウド

- 2-1：ICT を用いた協働教育のための ICT は、児童生徒が情報を蓄積、参照でき、再構成できることが求められる。話し合いの経緯が記録され、それらが教員に参照可能になっていることが望ましい。また、重さが軽く、すぐに電源が入り、堅牢である必要がある。
- 2-2：このような端末を想定した時、データのみならず必要な教材やアプリケーション、学習活動の記録等はクラウド側に存在することが望ましい。その場合のデータ管理方式、個人情報へのアクセス方式（参照方式）などについて検討が必要である。
- 2-3：教育クラウドに期待されるものの 1 つに、校務の情報化がある。児童生徒に関する情報には、現在は指導要録、出席簿等の公簿のほか、成績データや教材費の納入状況など学校ごとに定めているデータも存在する。これらを統一管理する規格が示されることが望ましい。

以上